



TEL:0776-22-2903(総務課) TEL:0776-22-7363(電材課)

FAX:0776-23-1250(総務課) FAX:0776-22-7262(電材課) E-MAIL:info@fkidenko.or.jp

福井県安全環境部循環社会推進課より周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

PCB廃棄物の処理期限が迫っています！

- PCB廃棄物は、法律に定められた期間内に処理しなければなりません。
- 事業所や倉庫でPCB使用機器が使用・保管されていないか確認するとともに、PCB使用機器が確認された場合は、期限内の計画的な処理をお願いします。

■ PCBが使用された電気機器等

主に電気機器の絶縁油として使用されていましたが、有害であることが判明し、昭和47年(1972年)に製造、使用等が禁止されました。



変圧器



コンデンサー



業務用照明器具の安定器

【参考】PCB含有の有無の判別方法

- 高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー等】
昭和28年から昭和47年に国内で製造された機器が対象、機器の銘板により確認
- 高濃度PCB廃棄物【安定器】
昭和52年3月以前の事業用建物の照明器具に設置されている可能性あり、機器の銘板等により確認
- 低濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー等】
製造年により低濃度PCB汚染の可能性があり、対象機器は絶縁油のPCB濃度を分析し確認

【その他の電気機器等】

- ・ 上記の電気機器のほか、X線装置や溶接機等の非自家用電気工作物内のコンデンサーについてもPCB含有絶縁油が使用されたものの存在も明らかになっております。

【使用された機器の例】X線装置(医療用・工業用)、溶接機、エレベーター制御盤

- ・ これらの機器のうち昭和55年以前までに製造・販売されたものは該当する可能性があります。 (例)溶接機



■ PCB廃棄物の処分期間

- 高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー】：2022(令和4)年 3月31日まで
- 高濃度PCB廃棄物【安定器等】：2023(令和5)年 3月31日まで
- 低濃度PCB廃棄物：2027(令和9)年 3月31日まで

処分期間終了まで
残りわずか！

※ 高濃度PCBに該当する機器は、現在使用中であっても使用を止め、期間内に処分する必要があります。
(低濃度PCB使用機器についても、計画的に使用を中止し、期間内に処分してください。)

※ 処分期間後に未処理の機器が確認された場合は、行政処分や罰則の対象となります。(地方自治体を含む)

■ PCB廃棄物の処分先

- 高濃度PCB廃棄物 → 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO) 北海道PCB処理事業所
- 低濃度PCB廃棄物 → 国の無害化処理認定施設 または 許可施設

■ PCB廃棄物を確認したら

行政への届出や処分業者(JESCO等)との契約が必要です。最寄りの行政機関にご連絡をお願いします。

- ・ 福井市 ⇒ 福井市の環境廃棄物対策課
- ・ 福井市以外の地域 ⇒ 最寄りの健康福祉センター

【問い合わせ先】福井県 安全環境部 循環社会推進課 廃棄物対策グループ TEL: 0776-20-0382(直通)